

# 温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第18回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) **足立 治郎**

## 震災からの再構築 9 **COP17合意の概要**

昨年末、南アフリカ・ダーバンで、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)が開催された。各国の対立もあり、合意形成は困難を極めたが、会期を1日半延長し、最終的には一連の決定が採択された。以下、その内容を見ていこう。

### 全ての国に適用される将来の法的枠組み

将来枠組みについて、法的文書を作成するための新プロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ(注1)、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終え、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ、実施に移す、とのプロセスが合意された。CO<sub>2</sub>排出量が世界1—3位の中国・米国・インドを含む全ての国による将来の国際枠組み構築に向けた道筋が示された。同作業部会は、2012年前半に作業計画を作成し、作業の進展状況をCOPに報告することとなった。

### 京都議定書第二約束期間に向けた合意

京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意も採択された。第二約束期間に参加する意思がある国は、目標値に関する情報を2012年5月1日までに国連に提出。土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)や対象ガス(注2)等のルールにも合意した。なお、日本を含むいくつかの国は第二約束期間に参加しないことを明らかにした。

### グリーン気候基金等、カンクン合意実施のための一連の決定

昨年採択されたカンクン合意の実施に関しても、一連の合意がなされた。その一部を示す。

**共有のビジョン**：2050年までの世界全体の長期削減目標及びピークアウトをCOP18で検討することに合意

**グリーン気候基金**：理事会の基本設計、4月30日までの第1回理事会開催、理事・ホスト国の選定手続き、気候

変動枠組条約事務局(UNFCCC)と地球環境ファシリティ(GEF)による共同での暫定事務局設置等に合意

**MRV**(測定・報告・検証)：第1回隔年報告書の提出期限(先進国は2014年1月、途上国は2014年12月)、隔年報告書の国際的な評価・レビューの基本設計等に合意

**適応**：適応委員会の活動内容・メンバー構成・意思決定方式、国別適応計画の内容等に合意

**資金**：資金に関する常設委員会の機能・委員構成等に合意、長期資金の財源等に関しては引き続き検討

**技術メカニズム**：気候技術センター&ネットワーク(CTCN)の目的・構造・役割・ガバナンス・ホスト選定基準等に合意

**市場メカニズム**：国連が管理を行うメカニズムの方法・手続の開発、各国の国情に応じた様々な手法実施に向けた枠組の検討開始等に合意

COP17では、世界が地球温暖化に対処する際に重要な「世界レベルでの温室効果ガス削減」や「小島嶼国・気候変動脆弱層の適応策」等を前進させる決定がなされたといえる。日本政府はカンクン合意の着実な実施をはかるとしており、今回の決定は、今後、日本の事業者・生活者に少なからぬ影響を与えていくことになる。

COP17は成果もあったが、積み残された課題も大きい。日本政府は、震災・原発事故を受けて、エネルギー政策・温暖化政策の見直しに着手しているが、その内容をCOP18までに国際社会に説明するとしている。COP18はカタール・ドーハで開催されるが、その前にも重要な国際会合が目白押しである。本連載でも、それらを今後扱っていく。

(注1)「条約作業部会(AWG-LCA：気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会)」は、COP18にてバリ行動計画(COP13で採択された2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みに関する合意文書)の目的を達成するための一連の決定を採択し、役割を終えることとなった。「議定書作業部会(AWG-KP：京都議定書の下での先進国の更なる約束に関する特別作業部会)」も、第二約束期間に参加する先進国の削減目標設定をCOP18で行い、役割を終えることとなった。

(注2)排出量の報告対象のガスとして、従来の6ガスに加え、三フッ化窒素(NF3)が追加された。